

別表第3 法学部授業科目の名称、単位数及び履修方法

教養科目

別表第7 教養科目より18単位以上履修。

言語リテラシー科目

別表第7 言語リテラシー科目より必修を含む8単位以上履修。

「日本語表現」は必修。

専門科目

区分	授業科目	単位数			配当年次	備考
		必修	選択必修	選択		
専門科目	基礎演習 I	2			1・2・3・4	
	基礎演習 II	2			1・2・3・4	
	法学入門	2			1・2・3・4	
	憲法入門		2		1・2・3・4	
	民法入門		2		1・2・3・4	
	刑事法入門		2		1・2・3・4	
	裁判法入門		2		1・2・3・4	
	商法入門		2		2・3・4	
	行政法入門		2		2・3・4	
	経済学概論		2		1・2・3・4	
	経営学概論		2		1・2・3・4	
	専門基礎演習 A		2		2・3・4	
	専門基礎演習 B		2		2・3・4	
	専門基礎幹法		4		1・2・3・4	
	憲民法		4		1・2・3・4	
	行政法		2		2・3・4	
刑法		4		2・3・4		
刑事訴訟法		4		2・3・4		
民法 B		4		2・3・4		
民法 C		2		2・3・4		

区分	授 業 科 目	単 位 数			配当年次	備 考
		必修	選択 必修	選択		
専 門 基 幹 科 目	消 費 者 法		2		2・3・4	
	商 法 A		4		2・3・4	
	金 融 シ ス テ ム 論 国 際 法		2		2・3・4	
	国 際 法 学		4		2・3・4	
	政 治 学		2		2・3・4	
	地 方 自 治 法		2		3・4	
	刑 事 学		2		3・4	
	被 害 者 学		2		3・4	
	商 法 B		2		3・4	
	民 事 訴 訟 法		4		3・4	
	倒 産 処 理 法		2		3・4	
	民 事 執 行 ・ 保 全 法		2		3・4	
	労 働 法		2		3・4	
	社 会 保 障 法		2		3・4	
	経 済 法		4		3・4	
	知 的 財 産 法		4		3・4	
	国 際 人 権 法		2		3・4	
	国 際 私 法		4		3・4	
	国 際 取 引 法		4		3・4	
	比 較 法		2		3・4	
英 米 法		2		3・4		
専 門 演 習 (編入生適用科目)	4			3・4		
法 学 演 習	4			3・4		

### 〔履修方法〕

- 一 学生は、学則第17条に定める卒業に必要な単位を修得するために、下記に従って履修し、合計124単位以上を修得しなければならない。
1. 各科目区分ごとの最低必要単位数について
- (1) 124単位のなかには、別表第3及び別表第7に掲げる授業科目について、各科目区分ごとに次の単位数を必ず含めなければならない。

1. 「教養科目」から18単位以上を選択履修
  2. 「言語リテラシー科目」から必修科目2単位を含む8単位以上を選択履修
  3. 「専門科目」のうち専門基礎科目から必修科目6単位、かつ専門基幹科目から必修科目4単位を含む68単位以上を選択履修
  4. 上記、1から3までの履修単位数と卒業所要単位数124単位との差は、どの科目区分から履修してもよい。
- (2) 各科目区分ごとの最低必要単位数を超えて修得した単位は、すべて卒業に必要な単位として算入することができる。
- (3) 特殊講義の開講について、別表にない科目を「特殊講義」として開講することがある。「特殊講義」は原則として単年度開講とし、配当年次、単位数、算入できる科目群等については、年度ごとに教授会で決定する。
- (4) 「キャリア形成支援科目」(別表第7参照)については、卒業単位数に含むことができる。ただし、年間履修単位数の上限を超えて履修登録することはできない。
- (5) 「スポーツ指導者適用科目」(別表第7参照)については、卒業単位数に含むことができる。ただし、年間履修単位数の上限を超えて履修登録することはできない。
- (6) 他学部・他学科の授業科目について
- [1] 教育上適切と認めるときは、他学部・他学科において開設されている授業科目を履修することができる。
  - [2] 上記[1]により履修し修得した単位は、卒業に必要な単位数に算入することができる。
- (7) 別表第7の全学教育開発センター授業科目について(履修方法について別に定める規定を適用する科目を除く)
- [1] 教育上適切と認めるときは、全学教育開発センター授業科目を履修

することができる。

[2] 上記[1]により履修し修得した単位は、卒業に必要な単位数に算入することができる。

(8) 他の大学における授業科目の履修について

教育上適切と認めるときは、他の大学の授業科目を履修し修得した単位を卒業に必要な単位として算入することができる。算入できる科目群等は教授会において決定する。

他の大学における授業科目の履修には、次のものが該当する。

- ①奈良県大学間単位互換協定加盟大学の授業科目
- ②放送大学の授業科目
- ③海外協定大学の授業科目
- ④その他、教育上適切と認める国内外の大学の授業科目

(9) 令和3年度から開始する放送大学の授業科目履修は、令和2年度以前入学者にも適用する。

2. 年間履修単位数の制限について

1 学年度に履修できる単位数は、48単位以内とする。なお、海外短期語学研修受講生適用科目、放送大学の授業科目、その他、大学が指定する特定科目の単位数は年間履修単位数の制限外とする。

3. 授業科目の配当年次について

(1) 各授業科目には、履修することができる年次を示す配当年次が定められている。配当年次より上級年次の学生が下級年次に配当された科目を履修することはできるが、配当年次より下級年次の学生が上級年次に配当された科目を履修することはできない。

(2) 各授業科目の標準的な履修年次については、毎学年度の履修ガイダンスにおいて指導する。

一の2 学生（休学者を除く。）は、各学期に授業科目を履修登録しなければならない。

二 外国人留学生及び編入学生の履修方法については、前記一に定めるほか次の規定を適用する。

1. 外国人留学生の場合（別表第7「外国人留学生適用科目」の履修を含む。）

(1) 「日本事情A」, 「日本事情B」, 「日本事情C」及び「日本事情D」の修得単位を, 「教養科目」に算入することができる。

(2) 「日本語理解（基礎）A」から「日本語理解（応用）F」までの授業科目を履修した場合は, 4単位までを「言語リテラシー科目」に算入することができる。

2. 編入学生の場合

(1) 学生が, 編入学前に他の大学又は短期大学等において修得した単位（以下, 「既修得単位」という。）については, 教授会が大学教育の水準に相応しい内容であるか精査した上で認定した単位数を卒業に必要な124単位の中に算入することができる。

(2) 3年次編入の場合, 算入できる単位数は, 既修得単位について学部3年次生の授業科目の中から62単位を限度に個別に認定することができる。

(3) 2年次編入の場合, 算入できる単位数は, 既修得単位について学部2年次生の授業科目の中から36単位を限度に個別に認定することができる。

(4) 学生は, 第2号又は第3号により認定された単位数を卒業所要単位数から差し引いた残りの単位数について, これを修得しなければならない。

(5) 学生は, 編入学生適用科目「法学演習」を履修し, その単位を修得しなければならない。